

第二十七号議案

例 江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会条例の一部を改正する条

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会条例の一部を改正する条例
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会条例（昭和五十年十二月江戸川区条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、「区長に」を「江戸川区長（以下「区長」という。）に」に改める。

第九条を削り、第十条を第九条とする。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会の庶務を担当する課を変更することに伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。